

厚生常任委員会委員長報告

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案 7 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 4 号、横手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例については、「マイナンバーカードを所持していない方への対応」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 10 号、横手市手数料条例の一部を改正する条例については、「手数料金額の改定理由」や「近年の対象件数」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 12 号、横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 13 号、横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、「横手北小学校区における児童数増減の見通し」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 14 号、横手市大森町高齢者生活支援ハウス設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「提案された入居者負担金の改定について、現行の金額に対し上げ幅が非常に大

きく、物価が高騰している中、利用者にとって厳しいものとなる。受益者負担の観点から光熱水費の一定の値上げについては理解はするが、年金生活をする高齢者が利用者であることから、福祉の観点としては配慮が必要であると考えるが、どうか」との質疑に対し、当局より、「入居者負担金は開設以来見直しをしていない。このところの物価高騰を受け、光熱水費の実費と負担金に大きく乖離が生じていることから、令和5年10月から令和6年9月までの光熱水費の実績を基に、改定額を算定したものである。なお、福祉の観点から、収入に応じた区分を設けているほか、物価高騰支援としては、入居者に関わらずあったか灯油助成事業などで対応している」との答弁がありました。

また、「利用者に対し、入居者負担金の改定が行われることについて説明はしているか」との質疑に対し、当局より、「現入居者に対し説明は行っていない。条例が改正された場合、大きく額が上がるのは次の入居予定者分からであるため、利用相談の際にしっかりと説明していく」との答弁がありました。

これに対し委員より「利用者は冬期間の生活に困っている方々で、施設を利用する以外に選択肢がないと思われる。行政側の都合で現入居者に説明なく条例改正することは性急に感じられるが、配慮すべきではなかったか」との質疑があり、当局より、「例年、入居定員15名のうち、冬期間に毎年利用される方は10名程度、新規が5名程度である。半年ごとに申請を受け、入居判定を行っており、その都度丁寧に説明していく」との答弁がありました。

討論では、立身万千子委員より、反対の立場で、「入居者負担金として、実費部分を上げなくてはならないという切羽詰まった状況であることは理解するが、条例で決まったという理由で市民は納得するのか。本当に大変なときに、少しでも安いところを探し、ケアマネジャーに頼んで、介護保険外だと言っても、やはりこれから先のことを考えると非常に不安だという市民がたくさんいる。せめて、一般財源から少し削るという形で経過措置を取り、説明を一生懸命行うということにすべきである。今上げることに對しては無理であると思うので反対する」との討論がありました。

また、菅原恵悦委員より、賛成の立場で、「改正後の金額だけを見れば

厳しい形に見えるが、やはり、どこかで決断しなければ物事は進まない。ここに入居する方々以外にも同じような境遇でありながら、いくら値上がりしても、自分で灯油を買い、電気料を払って、行政から助成を受けながら生活している人がたくさんいると思う。ここだけ特別に据え置くのではなくて、皆が納得できるような、入居している方々にも、これから入居する方々にも説明しながら決断すべきであり、今、物価が急激に上がっている段階で出てきた問題ではあるが、これを認めるべきという意味で賛成する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立少数により否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 22 号、横手市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 23 号、横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例については、「扶養手当の改正状況」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

産業建設常任委員会委員長報告

今定例会において、産業建設常任委員会に付託になりました議案 10 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 7 号、横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「報酬について、これまで捕獲許可 1 回につき 3,000 円だったものが年額 5,000 円になる。複数回許可が出た場合、実質的に金額が下がるのではと感じるがどうなのか。隊員はこの変更について納得しているのか」との質疑に対し、当局より、「年額報酬は、隊員の活動の多少に関わらず 1 年間の活動経費として 5,000 円を支払うものである。加えて、これとは別に捕獲許可に基づき有害鳥獣の捕獲活動を行った場合には、その内容に応じて鳥獣被害対策協議会から活動経費を支払うことになる。これまでは、例えば箱罟の設置・撤去に参加し、見回りを数回行った場合でも 1 許可で 3,000 円だったものが、活動実態に応じての支払いが可能となり、1 許可当たりの報酬額は概ね上がると思われる。この変更については、猟友会との協議の上で納得していただいている」との答弁がありました。

また、「年額報酬の額は他市町村の状況を参考としたとのことだが、昨今は被害が多いことから会議の増加など隊員の負担が増えているのではないかと感じるため、実態を把握し今後協議していくべきと考えるがどうか」との質疑に対し、当局より、「報酬に比べて負担が大きいと感じるようであれば、今後協議をして、実態に合うよう変更することも検討していく」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 11 号、横手市平鹿ときめき交流センター「ゆっふる」設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げます

と、「指定管理者制度導入のメリットについて、どのようなことを想定しているか。また、先の話になるが、指定管理料は一般会計からの繰入額と比べて下がる見込みなのか」との質疑に対し、当局より、「社会情勢が目まぐるしく変わっている中、サービスの多様化が求められているため、民間のノウハウを効率的、効果的に活用することにより、サービス向上と利用者の満足度向上を図ることができると考えている。また、現在、優先交渉事業者から提示された金額は、一般会計からの繰入額と同じくらいであるが、民間のノウハウを活用することにより、今以上に収益を上げていくことができると考えている」との答弁がありました。

また、「今よりも良いサービスが期待できるということだが、現在の直営施設においても入浴客数が増えており、利用者からの評判も非常に良い状況である。このような施設に対し、何か問題があって指定管理に移行するというものではないと思うがどうか」との質疑に対し、当局より、「現在行われているサービスでの影響はない。ただ、現在休業中の食堂を再開できればと考えており、今後の協議事項となっている」との答弁がありました。

また、「今定例会において、市長は公共温泉の義務は終わったと改めて発言された。この発言からは本条例の設置目的にある福祉的な面が全く感じられない。直営であるからこそ福祉的なことが可能なのではないか。市長の発言どおりだと、指定管理することによって条例の目的が達成されないのではと危惧するがどうか」との質疑に対し、当局より、「現在調整している優先交渉事業者については、福祉関係の事業もしており、そうした部分にも配慮いただくよう調整していきたい」との答弁がありました。

討論では、佐藤誠洋委員より、反対の立場で、「反対理由の1つ目として、市が優先的に交渉するとした事業者は、これまで温泉経営の実績がなくリスクが大きいということ。2つ目に、これまでの市の温泉問題に対する政策の失敗を目の当たりにして、現在ゆっぷるで働いている職員は指定管理となったら辞めるという方がほとんどであり、鶴ヶ池荘のようにゆっぷるを運営できなくなる恐れがあること。3つ目に、設置条例にある福祉的な面は市長発言からはなく、また指定管理後は利用料が上がる見込みであるとのことから、利用者、市民の利益を鑑みると、この

まま直営で運営することが最も良いということ。4つ目に、指定管理料については、現在の直営繰入額を想定しているとのことで、民間委託のメリットがないということ。以上のことから反対する」との討論がありました。

また、齋藤光司委員より、反対の立場で、「今回の条例改正案は、施設管理を指定管理者に行わせることができる規定を盛り込むものだと思うが、もはや指定管理を行うというような形で話が進んでおり、順序が逆ではないか。市民の不安解消のためにやらなければならないという条例改正ならまだしも、食堂がない中で利用度も上がっており、現状上手くいっている施設をいかにも民間に譲らなければならないような条例改正には賛成できない」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、出席者起立なしにより否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号、横手市立自然公園設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「自然公園については、いかに利用してもらうかが必要であり、市が手をかけずに壊れたから廃止するというのは本末転倒だと思うがどうか」との質疑に対し、当局より、「この2つの公園については、今後も利用が見込めないことから廃止するものだが、その他の公園についてはあまり予算をかけずに管理する手法なども検討しながら、できるだけ利用してもらえよう対応していきたい」との答弁がありました。

討論では、齋藤光司委員より、賛成の立場で、「農林部だけでなく、予算を含めて全市的にどうしていくかという問題が山積していると思う。今回の平鹿、武道山いこいの森の2つを廃止するだけでなく、残っている自然公園をどう生かしていくのか全庁的な討議をして、ぜひとも市民生活や市の将来にとって生かす道を探って提示をしてほしいことを願い賛成する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号、横手市大森林業者等休養福祉施設設置条例等の一

部を改正する等の条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「指定管理者制度導入について、どのようなことをメリットと捉え、今回提案されたのか」との質疑に対し、当局より、「民間のノウハウ活用によるサービス向上に加え、公共温泉施設はどの施設も老朽化が進んでおり、今後の市の財政負担を少しでも抑えたいことから指定管理に切り替えたいと考えている。これは、このまま直営を続けた場合の想定コストも算出した上で判断したものである。また、平成28年3月の公共温泉施設の在り方・再編方針は、議会と意見交換をして策定したものであるが、これにおいて民間へのシフトを積極的に促進すべきといった意見をいただいている。さらに、令和4年に公共温泉施設に関する市民アンケートを実施したところ、民間譲渡に向かう市の考え方については賛成で、3施設程度については市が関わるべきという意見が多かった。以上のことを踏まえ、今回の提案に至ったものである」との答弁がありました。

また、「今年1月の全員協議会において優先交渉事業者の資料が示されており、今回の議案はそれが分かっている中で、指定管理導入の是非を判断するというものになっている。導入のメリットがあまり感じられないことに加え、ゆっぷると状況が異なるのは、優先交渉事業者が今まで経営していた施設を返還したという点と感じている。その内容を考慮せずに、この議案を判断することは難しいと考えるがどうか」との質疑に対し、当局より、「優先交渉事業者について、まずは公募をし、事業者を選定した後に議会へ報告するという形で進めてきており、今回提示したものである。指定管理者と優先交渉事業者は、全くの別物であり、優先交渉事業者については、今後の施設運営についての良いアイデアを提案いただいたものと考えている。今回の議案は、あくまでも指定管理できるよう改正するものであり、指定管理者の選定については次の6月定例会に提案し判断いただく予定である」との答弁がありました。

また、「市長は公共温泉の役目は終えたとして全て手放すと述べていたが、現在は市が一部関わりたいとなっている。これはどこで変わったのか。この数施設に指定管理を導入し、税金を投入していくとした理由は何か」との質疑に対し、当局より、「市民アンケートにおいて、一定程度は市が関わるほうが良いという意見が多かったことから、それまでの市の方針を見直したものである。これにより、直営ではない形での市の関

わり方として、指定管理への切り替えを提案している」との答弁がありました。

これに対し委員より、「その「市が関わる」という部分だが、市民は直営という気持ちだったのではないか。市の関わりが直営と指定管理どちらなのか分析したのか」との質疑があり、当局より、「そこまで細かい設問にはしていなかった。ただ、別の間において、民間譲渡に向かう市の考え方については、賛同される意見が多かった」との答弁がありました。

討論では、佐藤誠洋委員より、反対の立場で、「反対理由の1つ目として、市が優先的に交渉するとした事業者は、譲渡を受けた施設を市に返還しており、リスクが大きいということ。2つ目に、さくら荘は付帯施設が多く、市民サービスを円滑に進めるための資産が多くあることから、これらを市民サービスに影響することなく運営できるのか非常に不安であること。3つ目に、設置条例にある福祉的な面が市長の発言にはなく、また指定管理後は利用料が上がる見込みであるとのことから、利用者、市民の利益を鑑みると、このまま直営で運営することが最も良いということ。4つ目に、指定管理料については、現在の直営繰入額をおおよそ想定しているとのことで、民間委託のメリットがないということ。以上のことから反対する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、出席者起立なしにより否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号、横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例及び議案第19号、横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の2件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号、横手市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例については、「管理職員特別勤務手当」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきも

のと決定いたしました。

次に、議案第 21 号、横手市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例については、「技術系職員確保の現状」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 27 号、市道路線の廃止について（1 路線）及び議案第 28 号、市道路線の認定について（3 路線）の 2 件については、一括議題にして審査いたしました。議案 2 件について、「認定路線の幅員」についての質疑がありました。

議案 2 件について、いずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

総務文教常任委員会委員長報告

総務文教常任委員会に付託になりました議案 10 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 2 号、横手市民会館施設整備基金条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「今回の基金については、毎年 2 億円、10 年間で 20 億円を積み立てるというものであるが、この算定根拠は」との質疑に対し、当局より、「事業費を 125 億円と考えた場合、国の補助金が約 20 億円、地方債については約 79 億円、一般財源として約 26 億円を見込んでいるが、先に令和 4 年から 6 年度まで約 5.4 億円を事業費として充てているので、差し引き約 21 億円となり、一つの目安として 20 億円と試算している。ただし、事業費などについては、条件によって変わるものであると考えている」との答弁がありました。

これに対し委員より、「10 年間で積み立てる計画であるが、例えば 5 年程度で有利な財源が出てきた場合、その時点で事業費がさらに上がっている可能性もある。対応はどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「10 年で試算しているが、そこまで延ばすことはできないとなった場合、基金として 20 億円積み立てる前に条件を整え建設を決断するということは当然ありえる。また、実質収支の 10% の積み立てとしており、財政状況によっては積み増しすることも可能である」との答弁がありました。

また、「市民に対して、市民会館を建てる意思を見せるための基金ではないか。基金創設に当たり、どのような経緯があったのか」との質疑に対し、当局より、「市民会館の建設については、昨年度中断という判断をした際に、基金を創設し将来に備えていきたいとの話があり、意思表示をしたものと認識をしている。そういった中で、市民に対して分かりやすく示すということも勘案し、今回の提案となっている」との答弁がありました。

また、「第 5 条に財政上必要がある場合は、繰戻しができるとあるが、どのような場合か」との質疑に対し、当局より、

「市の会計上、年度末に支出が多くなる。その際に、資金ショートを起こさないよう、一時的に繰替え運用することができるという規定である」との答弁がありました。

また、「実質収支が、例えば5億円となった場合に10%であれば5,000万円であり建設まで気が遠くなる話である。また、実質収支を多く出せば、積み立ても増やせるが、実質収支が多いということは、市民サービスが行き届いていないということである。そのため、この基金はおかしいと思うが、どうか」との質疑に対し、当局より、「適正範囲を勘案すると実質収支5億円という額は現実的ではなく、また、実質収支について、意図的に動かすというのは考えにくい。実質収支が多くなるような財政運営は基本的にすべきでないと考えている」との答弁がありました。

また、「適正な実質収支の規模でも、積み立てできるのは1億5,000万円である。将来的な人口なども踏まえると、まったく見通しの立たないものに基金を積み立てていいのかと考える。FM基金に毎年2億円ずつ積み立てるほうが理解できるが、どうか」との質疑に対し、当局より、「積み立て方法について議論はあると思うが、一定のルールで積み立てするとしても、実際に積み立てをする場合には予算審議の中で議会に判断をしていただく必要がある。特定目的基金を設置すること自体については、ご理解をいただきたい」との答弁がありました。

また、「条文で補修などにも充てるとあるが、これではFM基金と同じではないのか。FM基金は、市民会館の補修には一切使わないということか」との質疑に対し、当局より、「市民に対し分かりやすい形での基金創設として、市民会館に特化したものを今回提案している。また、FM基金については、条例の中に市民会館を除くという記載はなく、市民会館の補修に制約があるものとは考えていない」との答弁がありました。

また、「補助金を返還しなければならないなど、どうしても建設しなければならない事情などはないか」との質疑に対し、当局より、「建設予定地については、造成工事や解体工事などに補助金を充当している。建設工事は中断しているが、この件について、国・県と協議を行っており、現在のところ今すぐ返還という話にはなっていない」との答弁がありました。

また、「基金条例の目的は、市民会館を建てるための強い意思表示とし

てつくるのか、それとも市民会館を確実に建てるためにつくるのか、どちらか」との質疑に対し、当局より、「両方該当する」との答弁がありました。

これに対し委員より、「建てるための強い意思表示と、確実な建設に持っていくという2つの目的を達成するためには、この運用では無理だと思う。その時の状況で積立額が変わるとすれば市民に対し、いつできるのか分からないという説明しかできない。運用面を変える考えはないか」との質疑があり、当局より、「現段階で過度に財政負担を求めることはなかなか難しいと考え、実質収支の10%というところにラインを引いた。ただし、現在の運用面ではいつできるのか分からないという部分で非常に不透明だという意見を受け、まずはおおむね2億円をベースに毎年度積み立てを行っていきたい。なお、積立額については、毎年決算確定後の9月議会における補正予算案の審議で議会に判断いただくことになる。また、できるだけ早く着工するという思いは、共通している部分だと思うので、上積みできる場合は、上積みしていききたい。この基金条例を制定し、力を蓄え、チャンスがあればすぐに着工できるように進めていききたいので、ご理解いただきたい」との答弁がありました。

また、「第6条に市民会館の新築、改築、改修、除却その他の整備に要する経費に充てるときとあるが、新市民会館にかかるものか、それとも現市民会館にかかるものか」との質疑に対し、当局より、「新築については新市民会館に、改築などについては現市民会館にかかるものである。市民会館を予定地に建築するという市の方向であるが、インフレなどの要因により断念せざるを得ないケースもないわけではないと思われる。現市民会館の大規模修繕が必要であるとなった場合、基金を活用できるものである。また、新市民会館が建設された際は、本条例の廃止を提案する予定である」との答弁がありました。

このほか、「他の基金積み立てへの影響」についての質疑がありました。本案については、審査を休憩し、委員間討議を行いました。

討論では、塩田勉委員より、賛成の立場で、「昨年3月議会で、体育館及び市民会館建設に関する提案がされた際に議会として賛成した。しかし、体育館は落札となったが、残念ながら市民会館は不落となった。それは、以前から何名かの議員が意見を述べているが、物価高騰のために

今の予算編成では難しいのではないかと私も含め発言をしている。今回の条例提案については、FM基金に拡充を図ってみてはとの意見も当然ある。また、市民会館の建設だとすれば、目的基金であり、改築、改修、除却の文言は意に沿わないと解釈する。あくまでも、この基金は新築するための基金であるという説明がなければ答弁に矛盾がある。ただし、市民会館そのものは、今ある市民会館が改築するまでに至らないような施設であると思う。そうすると、新築せざるを得ないというふうに思い、改めて年間2億円の積み立てに関する条例に対しては賛成する。ただし、予算の積立額を十分に審査して、市民が困らないような形で予算編成していただきたい」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号、横手市立体育館設置条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「体育館については、災害時の拠点にもなる。発災時にも指定管理者が管理を行うこととなると思うが、条例中に関連する文面が見当たらない。要綱などで定めるのか」との質疑に対し、当局より、「まず、条例では設置目的に、防災行政の整備及び推進に寄与するためと規定している。また、業務内容については、業務仕様書や協定に明記する形で整理、共有を図りたいと考えている」との答弁がありました。

また、「施設が大きくなるほど、市民の予約が取りにくくなるという実情が全国的にあると思う。市民が有利に利用できるようなシステムにしないといけないと思うが、どうか」との質疑に対し、当局より、「予約の際に市外団体より、市民団体を優先するなど様々な運用があるかと思う。このことについては、管理運営計画の中でも整理しており、市民の利用が優先になるようにと考えている」との答弁がありました。

このほか、「指定管理者選定委員会の構成員」や「運営委員会設立の考え」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号、横手市都市公園条例の一部を改正する条例につい

て、主な質疑と答弁を申し上げますと、「野球場に関する改定内容」や「大鳥公園テニスコートの児童生徒の利用状況」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号、横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号、横手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号、横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び、横手市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号、横手市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び、議案第24号、横手市大雄農村情報連絡施設設置条例を廃止する条例の5件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号、市の境界変更について及び、議案第26号、字の区域の変更についての2件については、一括議題にして審査いたしました。

議案2件について、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。